

第5次地域保健福祉計画の構成

資料1-1

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景
 - (1)国の動向
 - (2)東京都の動向
 - (3)瑞穂町の動向

2 地域保健福祉とは

個人や世帯の抱える困りごと等の生活課題やそれぞれの地域の状況に応じた地域課題を住民や関係者で受け止め、協力して地域で解決するのが地域福祉。

生活課題や地域課題と健康問題の関連性に着目し、これらを一体的に捉え、予防的な視点をもって心身の健康保持・増進を推進することが地域保健。

3 計画の位置付け

社会福祉法第107条に基づく、『市町村地域福祉計画』として策定。

さらに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条第1項に基づく『成年後見制度利用促進基本計画』、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく『再犯防止推進計画』、健康増進法第8条第2項に基づく『健康増進計画』の内容も含む。

4 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

(前提条件)

第2章 瑞穂町の現状

- 1 地域福祉に係る状況
 - (1)総人口の推移と推計
 - (2)年齢構成別人口構成
 - (3)出生数と出生率及び合計特殊出生率の推移
 - (4)人口動態
 - (5)世帯数の推移
 - (6)高齢者と高齢化率の推移と推計
 - (7)高齢者世帯の推移と推計
 - (8)要介護・要支援認定者数の推移と推計
 - (9)民生委員・児童委員状況
 - (10)障害者手帳所持者数の推移
 - (11)ボランティアの登録状況
 - (12)権利擁護センターみずほの利用状況
- 2 保健福祉に係る状況
 - (1)健康診査受診率の推移
 - (2)予防接種受診率の推移
 - (3)がん検診受診率の推移
- 3 地域保健福祉計画調査概要
 - (1)調査結果の概要

(基礎的統計データとアンケート調査結果)

第4章 計画の基本的な考え方

- 1 課題の抽出
- 2 計画の基本理念
つながり、ささえあい、安心して健康に暮らせるまち
みずほ
～すべての人がつながる福祉社会をめざして～
- 3 計画の基本目標
基本目標1 つながり、ささえあう地域づくり
基本目標2 地域福祉をすすめるための体制づくり
基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり
基本目標4 いきいきと暮らすための健康づくり
- 4 第5次計画での重点的な取組
取組分野1 包括的な支援体制の整備
取組分野2 多世代交流・地域福祉活動の推進
取組分野3 権利擁護の推進
取組分野4 母と子の健康づくりの推進
- 5 第5次地域保健福祉計画施策の体系
(体系図)

(課題の抽出と施策体系の設定)

第3章 第4次計画事業の進捗状況

- 1 ふれあい、ささえあう地域づくり
- 2 地域福祉をすすめるための体制づくり
- 3 誰もが安心して暮らせる環境づくり
- 4 いきいきと暮らすための健康づくり

(第4次計画事業の進捗状況)

第5章 施策の展開

- 基本目標1 つながり、ささえあう地域づくり
- 基本目標2 地域福祉をすすめるための体制づくり
- 基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり
- 基本目標4 いきいきと暮らすための健康づくり

(令和8～令和12年度の施策)

序／導入

現状分析

計画体系・施策展開

アフターフォロー

第6章 計画の推進

- 1 計画推進の仕組み
住民、ボランティア、地域組織・関係団体等、社会福祉協議会、町(行政)が連携・協働しながら、自助、互助・共助、公助の枠組みを基に、地域保健福祉を推進。
- 2 進捗状況の管理および公表
計画の進捗管理については、地域保健福祉審議会で報告され、進捗の管理を行う。
- 3 PDCA サイクルの考えに基づき、施策の実施・評価・改善を行い、必要があると認めるときは、計画内容を変更するなどの取り組みをすすめる。
- 4 第5次計画における評価指標
計画の進捗状況を検証するため、基本目標1～3の取組について、令和11年度実施予定の町民アンケートの調査結果を評価指標として新たに設定(基本目標4はすでに評価指標を設定済み)。

(計画実施・推進のために)